

# 12月2日から

## 保険証の新規発行が無くなり、マイナ保険証に移行します！

### 健康保険証の廃止

現行の健康保険証は令和6年12月2日に廃止されます。

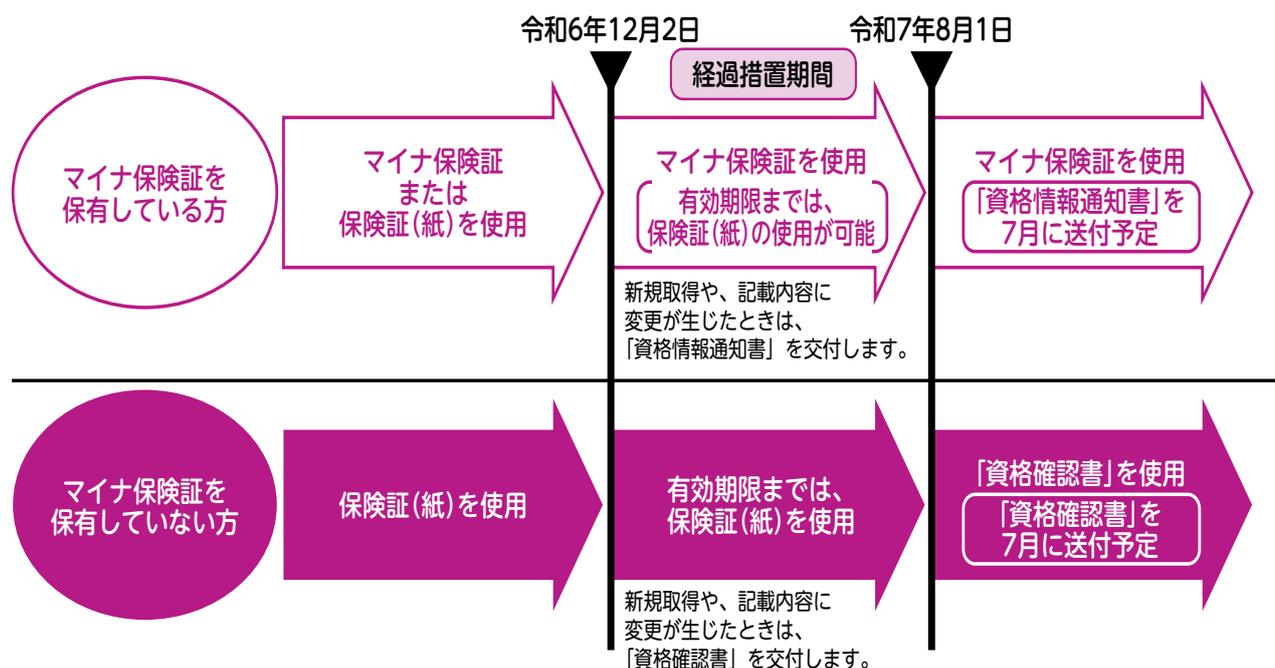
なお、廃止の時点で発行済みの健康保険証は、12月2日以降も保険証に記載されている有効期限まで使用できます。

※12月2日以降は、保険証の新規発行・再発行はできません。

※12月2日以降に転居や世帯主変更など、保険証の記載内容が変更になる場合は、使用できなくなります。

### 12月2日以降は「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」または「資格確認書」を交付します

#### <国民健康保険>



マイナ保険証を保有していない方も必要な保険診療が受けられるよう、次に該当する方には「資格確認書」を交付します。

- ・マイナンバーカードを保有していない方
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証の利用登録をしていない方
- ・マイナポータルや医療機関において自己情報の閲覧ができない方 (DV被害者等) など

#### <後期高齢者医療制度>

令和7年8月1日までの間の暫定的な運用として、令和6年12月2日以降、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、必要な保険診療が受けられるよう、次に該当する方には「資格確認書」を交付します。

- ・被保険者になる方
- ・保険証の紛失等により再交付が必要となる方

### マイナ保険証の登録方法

ご自身のパソコンやスマートフォンからマイナポータルへアクセスする方法の他、医療機関や薬局、セブン銀行ATMでも手続きが可能です。市役所で手続きを希望する方は国保年金課へお越しください。

※マイナ保険証のメリットなど、詳しくは国保年金課ウェブページをご覧ください。



問合せ 国保年金課 (2階) ☎(20)1503 FAX (20)1600

